

財団法人 西宮市都市整備公社

個人情報の保護に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、財団法人西宮市都市整備公社に係る個人情報の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「個人情報」とは、個人に関する情報（事業を営む個人に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るものをいう。

(取得方法の制限)

第3条 個人情報を取得するときは、業務の内容、取得の目的等を明らかにして本人から直接取得しなければならない。ただし、西宮市との委託契約に基づいて実施する事業（以下「受託事業」という。）に伴って西宮市から提供を受ける個人情報についてはこの限りではない。

(安全の確保並びに利用の制限等)

第4条 個人情報は、これを常に適正に維持管理しなければならない。

2 個人情報は、これを改ざん、破損、滅失および漏えいその他の事故から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

3 個人情報は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。ただし、本人の同意があるとき、又は本人に提供する時はこの限りでない。

4 受託事業に伴って西宮市から提供を受けた個人情報は、西宮市との委託契約書等に記載された個人情報の保護に関する事項を遵守しなければならない。

(従事者の義務)

第5条 職員もしくは職員であった者は、その知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(保管情報の整理)

第6条 個人情報の保管期限が経過するなど、その保管が必要でなくなったときは、速やかに廃棄する等の措置を講じなければならない。

(情報保護管理者等)

第7条 個人情報保護のための組織として、情報保護管理者および情報保護責任者を置く。

2 情報保護管理者は事務局長を充て、情報保護責任者その他の職員を指揮監督するものとする。

3 情報保護責任者は個人情報を取り扱う課等の長を充て、情報保護管理者の指揮を受け、第4条第2項の具体的措置を実施するとともに、職員を指揮監督するものとする。

(電子計算機等の接続の制限)

第8条 個人情報を電算処理する場合、第三者と通信回線によって結合して処理してはならない。ただし、西宮市と協議して市長が認める場合は、この限りでない。

(個人情報の開示)

第9条 個人情報の開示については、西宮市個人情報保護条例の定めに倣って行う。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成13年5月1日から実施する。

付 則

1 この要綱は、平成17年5月1日から実施する。